熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱

制定　平成１３年　９月２８日企画財政局長決裁
改正　平成１４年１０月　１日企画財政局長決裁
平成１４年１２月２５日調達課長決裁
平成１８年１０月２５日総務局長決裁
平成１９年　５月２５日市長決裁
平成１９年１０月２９日総務局長決裁
平成２０年　９月１９日市長決裁
平成２０年１０月３０日総務局長決裁
平成２１年　６月２９日契約検査室次長決裁
平成２２年　３月１９日市長決裁
平成２２年１０月　８日契約検査室次長決裁
平成２２年１１月　８日市長決裁
平成２３年１０月　６日契約検査室長決裁
平成２４年　６月　８日総務局長決裁
平成２４年　８月３０日契約検査総室副室長決裁
平成２５年　９月　３日総務局長決裁
平成２６年　９月　２日総務局長決裁
平成２６年１１月２１日総務局長決裁
平成２７年　９月　１日総務局長決裁
平成２８年　３月２８日契約検査総室長決裁
平成２８年　９月　８日契約政策課長決裁
平成２９年　９月　８日総務局長決裁
平成３０年　３月１６日総務局長決裁
平成３０年　９月１２日契約政策課長決裁
令和　元年　５月　１日契約政策課長決裁
令和　元年　９月１０日契約政策課長決裁
令和　２年　３月　９日契約政策課長決裁
令和　３年　７月２７日総務局長決裁
令和　４年　９月　２日総務局長決裁
令和　５年　９月　８日契約政策課長決裁
令和　７年　８月　８日総務局長決裁
令和　７年　９月３０日市長決裁
令和　７年１０月　１日契約政策課長決裁
令和　７年１２月　４日契約政策課長決裁
令和　８年　３月１６日契約政策課長決裁
令和　８年　３月１８日契約政策課長決裁
令和　８年　８月１４日契約政策課長決裁
令和　８年１０月１４日契約政策課長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）その他の関係法令に基づき、熊本市の物品の売買若しくは修理又は製造の請負契約（以下「物品売買等の契約」という。）の適正な履行を確保し行政の効率化を図るため、競争入札（見積）に参加する者の資格審査について必要な事項を定めるものとする。

（資格審査の申請）

第２条　物品売買等の契約に係る入札（見積）に参加しようとする者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、次に掲げる関係書類（第７号及び第１４号に掲げる当該書類を除く。）を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、当該方法によらない場合は、物品競争入札（見積）参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

⑴　使用印鑑届（様式第２号）
⑵　支店、営業所等の長に市との取引に係る権限の一部を委任するものにあっては、その委任状況シート（様式第３号）
⑶　契約実績一覧表（様式第４号）
⑷　取扱品目説明一覧表（様式第５号）
⑸　印刷物取扱調書（印刷業者用）（様式第５号の２）
⑹　生産設備明細書（車両修理業者用）（様式第５号の３）
⑺　市税滞納有無調査承諾書
⑻　役員等名簿及び照会承諾書
⑼　法人にあっては登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
⑽　消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
⑾　法人にあっては申請書を提出する日の属する年度の直前の事業年度分の財務諸表（貸借対照表及び損益決算書等をいう。）、個人にあっては申請書を提出する日の前年分の所得税確定申告書の写し
⑿　営業に関し法律上必要とする許可、登録等の証明書
⒀　適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第６号）
⒁　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　申請は、定期又は随時に受け付けるものとする。
３　申請の時期、場所及び方法については、必要な事項をあらかじめ公告するとともに広報紙等で広報するものとする。
４　申請者が、申請した内容及び第１項各号に定める関係書類について、修正指示又は不足書類の提出指示に、迅速かつ誠実に対応しない場合は、申請の意思がないものとみなす。
５　受け付けた申請書及び関係書類は原則返却しないものとする。
（特例）
第２条の２　前条に規定する書類の提出は、物品売買等の契約に係る入札（見積）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を得ようとする年度と同じ年度を対象とした業務委託等の入札参加資格について、同時に審査の申請を行う場合は、同条に定める書類の一部の添付を省略することができる。
（参加者の資格）
第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を有しないものとする。
⑴　令第１６７条の４第１項各号に規定する者
⑵　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第３条第１号に該当する者
⑶　審査基準日（申請を受け付けた日の属する月の初日をいう。）以前１年以上引き続き営業を営んでいない者（市長が特に認めた者を除く。）
⑷　営業に関し、法律上資格等を必要とする場合にあって、それらの資格を有しない者
⑸　消費税及び地方消費税の滞納がある者
（資格審査の実施）
第４条　市長は、申請を受け付けたときは、前条に規定する資格のほか、次に掲げる事項について審査を行うものとする。
⑴　従業員の状況
⑵　営業年数
⑶　前各号に掲げるもののほか、必要と認める項目
２　市長は、前項の審査を行い、参加資格があるものと認めたときは、その結果を市ホームページにおいて公表するものとする。
３　前項に規定する公表は、原則として第７条に規定する有効期間の開始日までに行うものとする。ただし、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成２４年規則第１０２号）第５条第１項に規定する公告又は第６条第１項に規定する公示に係る競争入札に参加しようとする者（以下「特定調達競争入札参加希望者」という。）について、前項の規定により参加資格があるものと認めたときは、速やかに当該公表を行うものとする。
（有資格業者の登録）
第５条　市長は、前条第２項の規定により参加資格を有すると決定された者（以下「有資格業者」といい、当該

決定された日を「資格認定日」という。）を、熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿 （以下「参加資格者名簿」という。）に登録するものとする。

２　参加資格者名簿は、市ホームページ等に公開するものとする。

（参加資格の有効期間）

第６条　参加資格の有効期間は、次の各号に定める期間とする。

⑴　定期の受付により有資格業者となった場合は、資格認定日の属する年度の翌年度の４月１日から３年間

⑵　随時の受付により有資格業者となった場合は、資格認定日の翌月の１日から前号に規定する期間の末日まで

⑶　特定調達競争入札参加希望者が有資格業者となった場合は、資格認定日から第１号に規定する期間の末日まで

（変更等の届出）

第７条　有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、当該方法によらない場合は、参加資格申請内容変更届（様式第７号）により遅滞なく市長に届け出なければならない。

⑴　営業に関し法律上必要とする許可等が失効し、又は取り消されたとき

⑵　住所又は氏名（法人の場合にあっては、本社、支店等の所在地若しくは名称又は代表者職氏名）に変更があったとき

⑶　営業を休止し、又は廃止したとき

⑷　代理人を変更したとき

⑸　使用印鑑を変更したとき

⑹　希望業種を変更したとき

⑺　暴力団排除措置要綱第２条第３号に定める役員等の変更があったとき

⑻　前各号に掲げるもののほか、第４条第１項の規定により審査された申請内容及び関係書類の内容に変更が生じたとき

（口座情報の登録）

第８条　有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方登録新申請書により遅滞なく市長に届け出なければならない。

⑴　口座情報を登録するとき

⑵　登録済みの口座情報に変更があったとき

⑶　口座情報を追加するとき

（参加資格の承継）

第９条　有資格業者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次に掲げるものは、その承継する営業に対応する参加資格を承継することができる。

⑴　個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

⑵　個人が法人を設立した場合におけるその法人

⑶　法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により営業を承継した法人

⑷　前３号に掲げるもののほか、これらの号に類すると認められるもの

２　前項の規定に基づき参加資格を承継しようとする者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該承継の事実を証する書類及び第２条第１項各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、当該方法によらない場合は、参加資格承継申請書（様式第８号）に当該承継の事実を証する書類及び第２条第１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の参加資格承継申請書の内容を審査のうえ、その結果を市ホームページにおいて公表するものとする。

（参加資格の取消し）

第１０条　市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

⑴　第３条第１号又は第２号に該当したことが判明したとき

⑵　有資格業者の代表者の死亡等により、第８条に定める届出の事実がなく、前条第１項に掲げる者からその事実を証する書類が提出されたとき

２　市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者の参加資格者名簿の登録を抹消し、その者に

通知するものとする。ただし、その旨について通知すべき者がいないときは、その限りではない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、参加資格及び資格審査に関し、この要綱の規定に加えて資格を定めることを妨げない。

２　市長は、やむを得ない事情があると認める場合は、この要綱の規定にかかわらず、別に参加資格及び資格審査について必要な事項を定めることができる。

３　前２項の場合において、一般競争入札を行う場合には、熊本市物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱（平成１３年１２月１日施行）第２条第１号ウに規定する者を参加資格を有しない者として定めるものとする。

（随意契約における取扱い）

第１２条　この要綱の規定は、物品売買等に係る随意契約を行う場合の契約相手方として必要な資格及び資格の審査等においても適用する。ただし、令第１６７条の２第１項第１号（性質又は目的が競争入札に適しないものに限る。）、第２号及び第５号による随意契約については、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（その他の事項）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、参加資格及び資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１３年１０月１日から施行する。

（下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）

２　下益城郡富合町の編入の日前において同町の物品売買等の契約に係る競争入札に参加する資格を有している者は、この要綱の規定に基づく有資格業者とみなす。

（鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

３　鹿本郡植木町の編入の日前において同町の物品売買等の契約に係る競争入札に参加する資格を有している者は、この要綱の規定に基づく有資格業者とみなす。

（平成２１年度、平成２２年度及び平成２３年度において有資格業者となった者に係る有効期間の特例）

４　平成２１年度、平成２２年度及び平成２３年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第７条の規定の適用については、同条第１号中「２年間」とあるのは、「３年間」とする。

（令和２年度及び令和３年度において有資格業者となった者に係る有効期間の特例）

５　令和２年度及び令和３年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第７条の規定の適用については、同条第１号中「２年間」とあるのは、「４年間」とする。

（令和６年度及び令和７年度において有資格業者となった者に係る有効期間の特例）

６　令和６年度及び令和７年度において有資格業者となった者の当該有資格業者としての有効期間に係る第７条の規定の適用については、同条第１号中「３年間」とあるのは、「２年間」とする。

附　則

この要綱は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年7月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年3月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年１１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年6月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年8月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１１月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年９月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年９月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１６日から施行する。

様式第１号（第２条関係）　様式略
様式第２号（第２条関係）　様式略
様式第３号（第２条関係）　様式略
様式第４号（第２条関係）　様式略
様式第５号（第２条関係）　様式略
様式第５号の２（第２条関係）　様式略
様式第５号の３（第２条関係）　様式略
様式第６号（第２条関係）　様式略
様式第７号（第８条関係）　様式略
様式第８号（第９条関係）　様式略